

令和6年度生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)目的

全国的に少子化傾向が進行している中で、生駒市では就労家庭の増加や核家族化の進行などの要因により放課後児童クラブの需要が年々増加し、入所希望者が増加している状況が続いている。また、放課後の子どもたちの過ごし方に対しても、従来の子どもの健全育成と遊び及び生活の支援だけではなく、多様な活動プログラムのニーズが多様化している。これらの状況に対応するため、本市では「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、健全育成の提供体制の確保に取り組んでいるところであり、このたび、放課後児童クラブの受入拡大と生活や遊びの場としてだけでなく、学習や体験・交流活動などの活動プログラムを求めている保護者のニーズ対応を行うために、放課後児童クラブを整備・運営する事業者を公募により選定する。

(2)業務名

生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業

(3)業務内容

本要領で定める、施設及び運営に関する条件を満たす放課後児童クラブ施設を整備し、運営する。

(4)募集対象地区

放課後児童クラブ施設を整備・運営する地区は、以下のいずれかとする。なお、記載の順番は優先順位の高い順である。

- ア 生駒小学校区域
- イ 生駒東小学校区域
- ウ その他小学校区域

(5)募集対象及び募集数

施設提案方式(事業者が施設を確保して運営する方式)により運営する放課後児童クラブを1箇所

(6)業務期間

令和7年4月1日までに開所できるよう整備工事等を実施し、開所から少なくとも10年程度は継続して運営すること。

(開所後、社会情勢の変化等により、10年程度継続して運営することが困難な場合は、生駒市と協議を行うこととする。)

2 応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものでなければならない。

(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項第2号に規定する放課後児童健

全育成事業を、児童福祉法、生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。

- (2)本市から入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政第16号)167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6)健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (7)次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8)本市の既存の放課後児童育成クラブと連携を図るなど、本市の教育・保育行政に積極的に協力できること。
- (9)保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。
- (10)保護者及び地域との信頼関係を築けること。

3 施設の条件

- (1)条例に定める設備の基準を満たしていること。
- (2)建物が建築基準法(昭和25年法律第201号)の新耐震基準を満たしていること。建物が

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合は、耐震調査を実施し問題がないものまたは耐震補強済みのものであること。

(3)建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、その他関係法令の要件を遵守していること。

4 運営の条件

(1)定員規模

年平均10人以上を継続して受け入れできるようにすること。

(2)入所対象児童

生駒市内在住で、原則として保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童

(3)開所日

月曜日から金曜日(土日祝日及び年末年始等の開所については、運営側の独自裁量による。ただし、年間200日以上の開所を目安とする)

(4)開所時間

平日の開所時間が平均3時間以上、学校授業の休業日については8時間以上

(5)職員配置

条例に定める規定を満たしていること。

(6)運営方法

放課後児童クラブ運営指針(平成27年4月厚生労働省策定)及び条例ならびに関係法令を遵守すること。

(7)その他

長期休暇期間のみの利用希望があれば、市内全域を対象として受け入れること。なお、長期休暇期間のみを利用する児童については、送迎を必須としない。

※長期休暇期間とは以下の期間を示す。

夏期休暇:7月21日～8月24日

冬期休暇:12月24日～1月6日

春期休暇:3月25日～4月5日

5 補助金等関係

(1)生駒市放課後児童クラブ開所準備費補助金交付要綱

(2)生駒市民間放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(1)(2)それぞれに基づく額を上限として補助する。ただし、国、奈良県及び生駒市の各年度の予算成立状況によって交付の可否が決定されるものとする。

※令和7年3月31日以前に開所されても、令和6年度分の生駒市民間放課後児童健全育成事業補助金は交付されないものとする。

※上記の補助金関係については、変更になる場合がある。

※補助金請求時には、事業実績報告書の提出が必要である。

※状況によっては、事業実績報告書の内容を確認するために現地調査を行うことがあるので留意すること。

6 質問の受付及び回答

(1)提出期限 令和6年7月24日(水)午後5時まで(必着)

(2)提出方法 別添の質問書【様式8】により、電子メールで提出すること。

提出先:child-welfare@city.ikoma.lg.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3)回答日 令和6年7月30日(火)午前11時

(4)回答方法 生駒市公式ホームページに掲載

7 提出書類

(1)提出書類

ア 生駒市放課後児童クラブ施設整備・運営事業者応募書類【様式1】

イ 事業者概要書【様式2】

ウ 放課後児童クラブ・幼稚園・認可保育所・幼保連携型認定こども園・
学習教室・スポーツ教室等施設運営実績【様式3】

エ 事業計画書【様式4】

オ 職員配置計画書【様式5】

カ 資金収支計画書【様式6】

キ 施設整備に関する見積書

ク 施設の計画図面

ケ その他の添付書類

・事業者の決算書類(貸借対照表及び損益計算書)(3年間分)

・法人税の申告書 別表、勘定明細書を含む一式(税務署の受付印があるもの)の写し
(3年間分)

・法人監査報告書(ある場合)

・法人登記謄本または法人の履歴事項全部証明書

・定款または寄付行為の写し

・現場管理者(予定者)の履歴書(任意様式)

・各種マニュアルや対応方針(育成支援、保健衛生、緊急時対応、苦情対応等)

(運営している放課後児童クラブ施設等の資料、または今回の放課後児童クラブ施設
における案があれば添付)

・法人印鑑登録証明書

・最新の法人市町村民税の納税証明書(法人の本社・本店所在地の市町村のもの)

※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されな

い場合は、「法人開設届」の写しを提出すること。

- ・預金残高証明書
- ・土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本(ただし、安定的な事業計画が見込まれる施設を賃貸借する場合は不要)
- ・建物の建築確認済証及び建築検査済証の写し
- ・新耐震基準を満たしていることを証明する書類

(2)必要部数

提出書類の部数は7部(原本1部・副本6部)とし、A4版を原則とする。

8 提出期間等

(1)提出期限 令和6年8月30日(金)午後4時まで(必着)

なお、提出日は事前に児童総務課まで連絡して調整すること。

(2)提出場所 生駒市教育部児童総務課(市役所2階19番窓口)

(3)提出方法 持参によること。(郵送では受付しない)

上記の提出期限、提出場所、提出方法が適合しないものは受付しない。

9 審査方法等

(1)第1次審査(書類審査)

提出された事業計画その他内容について審査し、一定の基準点に達した事業を選考する。ただし、応募が4事業以下の場合は、第1次審査を省略し、提出書類の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングによる第2次審査を実施するものとする。

実施日:令和6年9月上旬予定

(2)第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し事業計画についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、下記 10 で示す審査基準に基づいて評価するとともに、最も優れている事業を選定する。

実施日:令和6年9月下旬予定

出席者:3名以内とする。(プレゼンテーションの内容について質疑応答を行うので、質問に対応できる方が出席すること。)

(3)審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対し書面で通知するとともに、結果の概要等について、応募者が特定されない方法により生駒市ホームページで公表する。

10 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準により審査する。

- (1)事業者の概要 60点/240点
- (2)整備計画 30点/240点

(3)事業内容

150点/240点

11 日程(予定)

| 内 容 | 時 期 |
|------------|--------------|
| 公示 | 令和6年7月16日(月) |
| 質問書の提出期限 | 令和6年7月24日(水) |
| 質問への回答 | 令和6年7月30日(火) |
| 応募受付締切 | 令和6年8月30日(金) |
| 第1次審査 | 令和6年9月上旬 |
| 第2次審査 | 令和6年9月下旬 |
| 選定結果の通知・公表 | 令和6年9月末頃 |

12 失格事項

応募者若しくは提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その応募を失格とする。

- (1)応募書類及び添付書類が要件に適合しないもの
- (2)第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)に出席しなかったもの
- (3)虚偽の申請を行い、応募資格を得たもの

13 その他留意事項

- (1)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2)応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とする。
- (3)応募書類は返却しない。
- (4)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5)生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。
ただし、応募者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。
- (6)ヒアリング審査では、放課後児童クラブ施設整備・運営事業者プロポーザル審査委員会に出席し、事業概要の説明を行うこと。
- (7)別途、書類の提出依頼には協力すること。
- (8)事業者決定した場合は、施設整備及び放課後児童クラブ運営にあたり、本実施要領に記載した諸条件や関係法令を遵守するとともに本市の指導に従うこと。また、放課後児童クラブの整備に係る地元との合意形成等については、事業者において責任をもって行うこと。
- (9)事業者決定後、申請内容に虚偽等があったと認められるとき、又はその他の事情により、適切な育成支援事業の実施が困難と認められるときは、決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。

(10)決定した事業者は、本件に係る権利を第三者に譲渡することはできない。ただし、正当な事由により生駒市が認めた場合はこの限りではない。

14 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市教育部児童総務課 担当:長西、野口

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

TEL:0743-74-1111(内線2820)

E-mail:child-welfare@city.ikoma.lg.jp

(執務時間:土・日曜日、祝日を除く8:30~17:15)